

[別紙1]

鳥取県湖山池の水質浄化に対応した農業振興 総合対策事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (別途連絡する日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

* この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

* この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※支払時期:実績報告の審査を行い、額の確定を行った後に支払います。

(翌年度の5月「まで)

資料提出・問い合わせ先

東部農林事務所 地域整備課

鳥取県鳥取市立川町6丁目176番地

0857 - 20 - 3575 akigusak@pref.tottori.lg.jp